

「大阪市学校財産無償譲渡差止請求」裁判報告会

大阪市立高校の大阪府への無償移管に対する差止請求訴訟第2回口頭弁論が17日、大阪地方裁判所で行われた。寒風吹きつける中、早くから多くの人々が傍聴に集まった。今回は41人が入廷できる大法廷だったが、残念ながら抽選に外れた。



法廷終了後、西天満のビルで開かれた報告会に参加した。はじめに弁護士から第2回口頭弁論について報告があった。原告準備書面に対する被告・大阪市の反論はなかった。裁判長が地方財政法第28条、地方自治法第232条2、大阪市財産条例16条などから、原告・被告の主張を論点整理した。



事前にテレビ会議で「協議」があり、今回の法廷では準備書面の確認など、短時間で終わった。大阪市の準備書面で注目すべきことがある。前回は明確でなかったが、無償譲渡について大阪市議会の議決はとらない。譲渡の契約者は契約管財局長とする。譲渡しても大阪市財政の健全性を損なわないなど。

質疑に移り、私から議決をとらないことの意味を質問した。議会で実質的に議決したという住民監査請求の結果とも違うが、被告の姿勢を示すものではないか。無償譲渡の契約者が松井市長ではなく、契約管財局長になったことに対して質問があったが、差止請求との関連で説明された。市立高校の土地などの多くが未登記なことも、差止事案なので時間が限られているので、ざっくりとした物件の特定にとどまったようだ。



原告や参加者から、大阪市立高校を府に移管する理由、なぜ大阪市民の財産を府に無償移管するのか、その問題を明らかにすることが大切だという意見が相次いだ。今回は来年3月末の無償移管差止を求めているが、当然ながら市立高校の廃止・移管そのものに関わる問題である。今後、地裁から高裁へと進むことも予想されるが、高校教育などのあり方にも問題を広げていく必要があるのではないか。

つごうで途中退席する前、原告の次のような発言が心に残った。大阪市立大学や大阪市立高校がなくなり、さまざまな領域で民営化が進み、公的な事業から徹底しつつある。市立高校問題を突破口に、大阪市が自治体としての役割を縮小させてしまう。大阪市の貴重な財産が、無償譲渡などにより大阪府に吸い上げられ市民生活をおびやかす。この裁判は高校問題にとどまらず、実質的な大阪市「解体」の動きを止めることにつながる。

(2021年12月18日)